

【資料】

インペリアル・オットマン・バンク についての覚書

岡野内 正

目 次

はじめに

I 設 立

II 取締役会の構成

III 業 務

- 1 発券業務
- 2 預金業務
- 3 為替業務
- 4 有価証券投資
- 5 貸付業務
- 6 政府債発行業務

IV 展 開

- 1 第一期 (1863—1865年)
- 2 第二期 (1866—1868年)
- 3 第三期 (1869—1873年)
- 4 第四期 (1874—1875年)

結びにかえて

[参考文献]

はじめに

本稿は、前稿（「オットマン・バンクについての覚書」本誌第34巻第3・4号）で扱ったオットマン・バンクの事業をひきついで設立されたインペリアル・オットマン・バンク（Imperial Ottoman Bank, Banque Impériale Ottomane）の1875年までの活動を扱う（本稿作成の目的は前稿でもふれたように、もともとヨーロッパ資本の対エジプト政府債投資の研究のための基礎資料の作成にあった）。

インペリアル・オットマン・バンクは、オスマン・トルコ帝国内の独占的発券権をはじめとするトルコの「国立銀行」の利権を得て、イギリスとフランスとの資本の合併によって設立された銀行である。その性格は、ロンドン取締役会の会長 Sir. W. Clay が、「イギリスの会社 (company) でも、フランスの会社でも、トルコの会社でもなく、オットマン政府の特許状 (concession) のもとに設立されたたんなる株式会社 (simply a *société anonyme* [sic.])」(*The Bankers' Magazine* [以下 *B. M.* と略記] Vol. XXVI, August 1866, p. 947) と述べたように特異なものであった¹⁾。したがって、イギリス側の資料だけでは限界があるが、さしあたり *The Bankers' Magazine* に所載されるイギリスでの株主総会の報告書や議事録を中心として、同行の設立、取締役会の構成、業務、その展開の順でまとめておくことにしたい。

I 設 立

バンカーズ・マガジーン誌の1863年1月号は、1862年12月5日付のオットマン・バンク取締役会の声明文を掲載している。それは、「トルコ国立銀行 (a National Bank of Turkey) の設立について最近流布している種々の報告に関連して」事実を告げようというもので、「取締役会の信念と努力」とによって「頂点にクレディ・モビリエ (Crédit Mobilier) と、Hottinguer and Co., Mallet Freres, Fould and Co., Pillet, Will, and & c. & c. [sic] などの著名な銀行業者とをいだく、最高の影響力をもつフランスの連合体 (a French combination) との協定を結ぶことに成功した」こと、「この連合体が大宰相 (Grand Vizier) の賛同を得て、銀行を組織する際のおおわくにおいて合意に達しており、細目は協議中である」こと、「最終的に決定ししだい株主総会を開くこと」などがのべられている (*B. M.*, Vol. XXIII, January 1863, pp. 56-57)。その株主総会は1863年3月5日、オットマン・バンク第七回年次株主総会に引き続いて特別総会としておこなわれ、①同行の解散 ②同行株主へのインペリアル・オットマン・バンクの株式取得の保障、③オットマン・バンクの資産の分配、を決議している (*B. M.*, Vol. XXIII, April 1863,

1) Thobie は同行の研究上の困難として、①英、仏の混合的性格、②トルコ国家との関係における政治的性格、③資料が乏しいこと、をあげている (Thobie, [14], pp. 81-82)。帝国主義史的な研究ではフランスとの関係への関心が強いようである (Blaisdell, [4], p. 219, Ducruet, [6], p. 90, Schölch, [12], S. 413 などを参照)。Baster, [2], [3], はもちろんイギリス金融史からの接近である。わが国のものでは、赤川元章 [1], 特に23-24ページを参照されたい。

pp. 269-270).

こうして、イギリスの「海外銀行」であるオットマン・バンクは解散し、フランス資本家との合弁で新しい銀行が組織されることになったのである。この過程での利権獲得をめぐる他の銀行家グループとの競争についてはバスターの研究がある(Baster [2], pp. 88-96).

オットマン・バンクの解散を決議した株主総会で、クレイ会長は次のように述べている。

「……われわれは、おそかれはやかれトルコに国立銀行が設置されるべきだと感じてきました。……私が申しますのは政府に保護され、政府と結びつきをもち、政府の金融操作を唯一受けもち、紙幣の排他的発行権をもつような銀行のことであります。」(Op. cit., p. 264)

さらに、利権の獲得とフランスの資本家との結合の経緯について、――

「……みなさん方の取締役会が、大規模な国立銀行の設立を最も有効に基礎づけることになる諸条件の論議を主導するようになったのは、……やっと10月になった頃でした。……トルコの大蔵大臣たちのうち最も高名な大臣はオットマン・バンクの援助と介入なしでは健全な国立銀行は設立されないという結論に達したといえようかと思うのであります。……しかしながらみなさん、オットマン・バンクはトルコの政府と人々との間で、幸いにもかくも高い評価を受けておりますが、取締役会は次のように考えたのであります。もしも私たちの最も近い隣人であり、現在私たちが幸いにも最も緊密な友好関係にあり、常に増大しつつある商業的交流関係にある偉大で富んだ人々、すなわちフランス人の中でも最も著名な金融業者や資本家の幾人かを加えるならば、その銀行に大きな力と安定性を与えることになるだろう、と。……それゆえ私達は最も著名なバリの資本家たちの幾人かと交渉しました。……」(Op. cit., pp. 266-267)

と述べ、コンスタンチノーブルで「フランス資本家たちの代表」と「私たち[オットマン・バンク]の代理人」とがトルコ政府に対して「帝国銀行(an Imperial Bank)の特許の条件についての交渉」に入り、「いささか長びいた交渉」の末に「トルコ国家にとって有用であると同じく、その持主達にとっても有益であるような銀行の形成へと導く」条件をもつ特許状を得たことを報告して株主の喝采をあげている(Ibid.).

この特許状(concession)は、G. ヤングの『オスマン法大全』に収録されたテキストによると2月4日に調印されたことになっている(Young, [17], pp. 30-36). 特許状の内容については、クレイ議長のみごとな説明があるのでひき続いて引用しておこう。

「私はその特許状及び定款を長々と読みあげてみなさん方をわずらわすつもりはございません。ただし、最も卓越した点について、二ふれておきましょう。第九条によりますと、その銀行は官公署の出納部で受け取られる銀行券 (notes receivable in the public cash offices) の排他的な発行特権をもつことになります。第十三条では、その銀行は、大蔵省の諸機関 (Treasury Offices) にもちこまれるすべての歳入を受けとり、大蔵大臣によって発行された指図書 (orders) への支払いをおこない、コンスタンチノーブルでの政府大蔵省の取引のすべてを委託されることになります。その銀行はまた、スミルナ、トレビゾン、ペイルート、サロニカなど、支店が設置される場所において、大蔵大臣によって指定された諸歳入の受取りを委託されることになります。第十四条によりますと、その銀行は内国債及び外国債の元利支払いを特別に委託されて、政府のための他の諸取引で受取る年額2万ポンドに加えて、1%の手数料を受取ることになります。第十七条によりますと、トルコ政府はその銀行に対して、無償貸付けによってコンスタンチノーブルでの設立のために必要な土地を提供し、諸支店での同じ目的のための土地の獲得に便宜を図ってくれることになっております。さらにまた私は、その銀行があらゆる通常の銀行業務と、これもまたトルコの大蔵省の特別のはからいによるものですが、その銀行が有益で有用だと考えるようなすべての商業的事業 (commercial business) を営む権限を与えられたことをつけ加えておきます (喝采)。トルコ国家への前貸しの利率は6%となります。それらは短く、固定した期間に払い戻される政府証券 (Government Securities) への前貸しとなります。事実上それらは、入ってくる歳入の先取りであり、さらにイングランド銀行がイギリス政府に貨幣を供給する際の不足金手形 (deficiency bills) の性格をもつといえましょう。……」(Op. cit., p. 267)

なお、第十八条には「あらゆる種類の税 (toute espece de taxe et d'impôt) を完全に免除される」(Young, [17], p. 33.) ことが規定されている。管理については、第三条に、「管理 (Administration) に干渉することのできない」「政府によって選ばれた高等弁務官 (un haut Commissaire (Nazir))」と、同じく政府によって任命される「特に大蔵省 (Trésor) とその銀行との金融的取引の監督をうけもつ 監査官 (un inspecteur (Muhassébedji))」とによって、トルコ政府の同行への取締 (Controle) がおこなわれる (Op. cit., p. 32) とされていること、第七条に、――

「当行は、コンスタンチノーブルにおいて、二人ないし三人からなる理事会 (une direction) と、三人からなる管理委員会 (un Conseil d'Administration) とによって運営される。両者ともロンドン及びパリの創立者 (fondateurs) によって選ばれた委員会 (un Comité) によって任命される。この委員会は定款にそって当行の業務を導き、指摘し、監督するうえで全権をもつ。……」(Op. cit., p. 33)

とあることをつけ加えておこう。

こうして「前例のない好条件」のもとに同行は設立されたのである。株式は額面20ポンド・スターリング(500フラン)、半額払い込みの無記名株が13,500株発行され、第1表のように応募されたといわれている (*Ibid.*, Poulgi-Bey [10], p. 367, Baster, [2], p. 93)。

第1表 インペリアル・オットマン・バンクの
株式応募者の内訳

イギリス人グループ	80,000
フランスのシンジケート	50,000 ¹⁾
トルコ政府	5,000
計	135,000

〔備考〕 1) プリギ・ベイは6,000としているが、合計と一致しないので、バスターに従って補正しておいた。

〔資料出所〕 Poulgi-Bey, [10], p. 367, Baster, [2], p. 93 によって作成。

II 取締役会の構成

第2表にしめすのがインペリアル・オットマン・バンクのイギリス側とフランス側との発起人及び取締役である。第3表は現地取締役会のメンバーをまとめたものである。

第2表 インペリアル・オットマン・バンクの取締役及び発起人

名 前	発起人の場合：資格など。	取締役の場合：役職、在任期間など。	背後関係
〈ロンドン委員会〉 <i>Sir. William Clay, baronett.</i>	個人の資格と同時にオットマン・バンクを代表する発起人。	1866年までロンドン委員会会長。 1868年までに退職。	解散時のオットマン・バンクの会長。
<i>Pascoe du Pré Grenfell</i>		創立時以降。	元オットマン・バンク取締役。
<i>Lachlan Mackintosh Rate</i>		創立時以降。	元オットマン・バンク取締役。1873年には Bank of Roumania の会長。
<i>Sir. William Richard Drake</i>	個人の資格での発起人。	創立時以降。	

John Stewart Edward Gilbertson	ロンドン発起人の全権代理人、特許状への署名者。	創立時以降。 1871年6月から、それまではコンスタンチノーブル副支配人。	元オットマン・バンクのコンスタンチノーブル現地支配人。
<i>The Hon. Thomas Charles Bruce</i>		創立時以降。1870年7月から会長。	元オットマン・バンク取締役。
Austen Henry Layard, M. P.		1867—1870年まで会長。同年退職。	オットマン・バンク初代会長。イギリス政府外務次官、コンスタンチノーブル大使などを歴任。
James Alexander		おそくとも1868年以降。	Fletcher, Alexander & Co. 元オットマン・バンク取締役。
G. T. Clark		同上。	
J. W. Larking		同上。	元オットマン・バンク取締役。
<i>Sir. Charles Henry Mills, Bart., M. P.</i>		1868年6月以降。	Glyn, Mills and Co. のパートナー。
<i>Lord Hobart (Vere Henry Hobart)</i>		1868年6月に退職。	1861年のトルコ財政調査委員会のイギリス側代表。1872年からマドラス総督。
<パリ委員会> Isaac Pereire	個人の資格と同時に、パリの Société Générale de Crédit Mobilier を代表しての発起人。	創立時以降、おそくとも1868年までには退職。	クレディ・モビリエの会長 (Président du Conseil d'Administration)。
Casimir Salvador		創立時以降。1876年死亡退職。	クレディ・モビリエの支配人 (Administrateur)。
Émile Pereire	個人の資格と同時にマドリードの Société Générale de Crédit Mobilier Espagnol を代表。	創立時以降、おそくとも1868年には退職。	スペインのクレディ・モビリエの取締役。
Eugène Pereire	個人の資格。	同上。	Propriétaire
<i>Le Baron Philippe Hottinguer</i>	パリの Hottinguer et Cie 銀行商會を代表。	創立時以降。	オート・バンク
Ernest Adolphe Fould	Fould et Cie のパリ銀行商會を代表。	おそくとも1868年には退職。	オート・バンク
<i>Le Comte Pillet-Will</i>	Pillet-Will et Cie のパリ銀行商會を代表。	創立時以降。	オート・バンク
Charles Mallet	パリの Mallet frères et Cie 銀行商會を代表。	創立時以降。	オート・バンク

Florentin-Achille	個人の資格.	おそくとも1868年 には退職.	baron Seillière. パ リの銀行業者.
Antoine Jacob Stern	パリの Stern et Cie 銀行商会を代表.		オート・バンク
Raphaël de Ferrari	個人の資格.		duc de Galliera Propriétaire
Hippolyte- Guillaume Biesta	個人の資格.		Comptoir d'Escom- pte de Paris の di- recteur
JeanCharles Mussard	Mussard, Audéoud et Cie のパリ銀行商 会を代表.		銀行業者.
Frédéric Grieninger	パリ発起人の全権代 理人として特許状へ の署名者.	創立時以降. 1869 年7月までに死亡 退職.	
Vincent Buffarini			
Rodolphe Hottinguer			
Alfred André		1868年6月以降.	パリのオート・バン ク
M. G. Alberti (G. M.)		1868年6月以降.	オープンハイム商会 のパートナー.
De Machy		1868年6月以降.	パリの銀行業者 Seilliere et Cie.
Denion Du Pin		1868年6月以降.	Messageries Imper- iale of France の managing Director.
Le Marquis de Ploeuc		1868年6月以降.	1868年からフランス 銀行の理事.
Le Comte Adrien de Germiny		1869年7月以降.	フランス銀行理事.

[資料出所] Young, [17], pp. 30-32, *The Bankers' Magazine* 各号, *The Dictionary of National Biography* によって作成.

第3表 インペリアル・オットマン・バンクのコンスタンチノーブル
取締役の構成

名前	役職, 在任機関など	備考
G. M. Alberti (M. G.)	1865年9月には Council of Direction のメンバー. 1868年6月までに退職.	Oppenheim, Alberti, & Co. (コンスタンチノーブル)
Le Marquis de Ploëuc	1868年6月まで総支配人 (Director General).	フランス銀行理事となるため退職してパリ委員会に.
Lord Hobart	1868年6月—1871年総支配人.	1871年にマドラス総督となって退職.
H. M. Foster (M. H.)	1872年以降, 総支配人.	
Émile Deveaux Von Haas	1872年以降, 現地取締役. 同上.	

[資料出所] *The Bankers' Magazine* 各号, Landes, [8], p. 111, *The Dictionary of National Biography* によって作成.

これらについて若干の注釈を加えておこう.

まずイギリス側についてみれば, 旧オットマン・バンク関係者が圧力的であり, クレイ会長をはじめとして旧取締役のほとんどが参加していること, オットマン・バンクの初代会長であったレイヤードの復帰がみられること, 同じくオットマン・バンクと関係の深かったマーチャント・バンカー, グリン, ミルズ商会のパートナーであるミルズの参加がみられること, さらにイギリス代表としてトルコ財政の顧問をつとめ, 『ホバート報告書』で有名なホバート卿が加わっていることなどが注目されよう.

次にフランス側についてみれば, 第一に, ベレール兄弟の名がみえ, クレディ・モビリエがバックとなっていることがめにつく. 第二に, 当時極東の絹貿易との関連で海外進出に積極的だったといわれる コントワール・デスコント (権上康男 [7] I, II章) の取締役が加わっていること, 第三にブラック侯爵やジェルミニ伯爵のような, 現職のフランス銀行理事が加わっていることが注目される. 第四に, オタンゲ, マレ, フールなどの, フランスの一流の大金融業者, オート・バンクが加わっていること, 第五に, イギリスのマーチャント・バンカー, オッペンハイムと組んでいたパリとコンスタンチノーブルの銀行業者アルベルティや, やはりかねてからエジプトと関係の深かったアンドレの名がみえることなども注目されるであろう (Landes, [8], p. 111, & pp. 121-122).

III 業 務

第4表は同行の株主総会報告書に付せられた年々の貸借対照表から作成したものである。以下、これをみながら同行の主要業務とみられるものについて整理しておこう。

1 発券業務

第I章でみたように、排他的発券権にもとづく発券業務は同行の設立目的の大きな柱となっている。第二回年次株主総会でのクレイ議長の説明。――

「ひとつの事柄だけが取締役会 (the Committee) の期待に答えてくれませんでした。すなわち、要求払いの約束手形あるいは銀行券の発行 (the issue of promissory or bank notes payable on demand) であります。この点についての失望の原因は二つあります。第一に、公衆が銀行券流通に慣れるには時間がかかるということであります。信用は時とともに育つものであり、トルコでのこれまでのいきさつは紙幣への信用を鼓舞するようなものではありませんでした。そして人々は銀行券の恒常的な兌換性が完全に保証されるまでは当然それらを手にすることに躊躇することでしょう。第二の理由は、トルコでの商業的専業は一般に国内と国外との両方の襟々の種類の貨幣でおこなわれており、そしてそこではよく知られ認められた金属通貨 (metallic currency) が求められており、当行の銀行券はただちにこのような貨幣のための等価物、代替物であるとみなされたのであります。この困難はトルコ政府の協力を得るならばおそらく解決されることと思います。そして私は、その協力は究極的には得られるだろうと思っています。というのもトルコ政府は、基礎のしっかりした、確固とした紙幣 (paper currency) は、彼ら自身の全金融的、政治的操作への最大の補助となることを知るにちがいないからであります。したがって私はまだ、将来、銀行券の発行がトルコにとって利益の源泉となり、インペリアル・オットマン・バンクにとって利潤の源泉となるものと考えております。」(B. M., Vol. XXV, July 1865, p. 864)

なお、同行がトルコ政府の通貨改革にも関係したらしいことは次の発言からもわかる。

「私たちは新しい銅あるいは青銅の鋳貨 (a new copper or bronze coinage) を供給しました。あるいは供給しつつあります。それは、政府が、古く摩滅した通貨 (the old debased currency) におきかえようとしているもので、この古い通貨は回収されることになっています。」(B. M., Vol. XXIV, July 1864, p. 651)

このように、期待どおりではなかったものの、第5表にみるように流通銀行券量は徐々に増加を続け、1867年7月の株主総会では、――

第4表 インペリアル・オットマン・バンクの

年	資 産							計
	手許現金		割引手形 その他 証 券	政府勘定	当座及び 引出金勘 定	商品、公 債担保 貸し	建物・ 設備	
	コンスタン チノーブル	その他 支店						
1864 ¹⁾	237,752 (5.3)	179,132 (4.0)	2,080,798 (46.7)	246,302 (5.5)	1,178,463 (26.5)	525,407 (11.8)	6,472 (0.1)	4,454,328 (100.0)
1865	363,073 (9.0)	271,814 (6.7)	1,855,981 (46.1)	453,759 (11.3)	566,499 (14.1)	496,156 (12.3)	22,213 (0.6)	4,029,499 (100.0)
1866	344,556 (8.0)	162,028 (3.7)	2,255,229 (51.9)	198,114 (4.6)	991,494 (22.8)	386,438 (8.9)	11,212 (0.3)	4,349,074 (100.0)
1867	311,487 (6.7)	204,648 (4.4)	2,300,433 (49.1)	195,519 (4.2)	960,926 (20.5)	693,592 (14.8)	17,115 (0.4)	4,683,724 (100.0)
1868	404,536 (7.4)	160,942 (2.9)	2,608,982 (47.6)	292,229 (5.3)	1,462,348 (26.7)	524,876 (9.6)	22,426 (0.4)	5,476,342 (100.0)
1869	319,199 (3.8)	179,307 (2.1)	2,765,380 (32.9)	2,202,909 (26.2)	2,417,524 (28.8)	525,290 (6.2)	22,746 (0.3)	8,405,358 (100.0)
1870	464,923 (6.7)	384,528 (5.6)	2,471,586 (35.9)	1,534,179 (22.3)	1,122,764 (16.3)	884,443 (12.8)	30,816 (0.4)	6,893,243 (100.0)
1871	430,765 (6.3)	183,004 (2.7)	2,267,890 (33.1)	2,206,146 (32.2)	817,911 (11.9)	914,247 (13.3)	41,175 (0.6)	6,861,142 (100.0)
1872	447,928 (7.4)	134,895 (2.2)	2,811,991 (46.3)	425,453 (7.0)	1,402,052 (23.1)	813,859 (13.4)	43,003 (0.7)	6,079,174 (100.0)
1873	281,945 (3.7)	253,996 (3.4)	3,517,515 (46.4)	1,702,863 (22.5)	1,488,486 (19.6)	284,468 (3.8)	49,255 (0.6)	7,578,530 (100.0)
1874	519,649 (3.1)	318,506 (1.9)	4,530,596 (27.4)	4,299,432 (26.0)	4,907,267 (29.7)	1,889,675 (11.4)	47,395 (0.3)	16,512,523 (100.0)
1875	273,260 (2.8)	217,453 (2.3)	1,980,596 (20.5)	3,946,335 (40.9)	2,247,423 (23.3)	922,928 (9.6)	61,125 (0.6)	9,649,122 (100.0)

〔備考〕 1). 会計年度は1月1日—12月31日。

2). 原表は〈負債〉項目に名目資本金、〈資産〉項目に未払い資本金が記載されている

〔資料出所〕 *The Bankers' Magazine* 各号によって作成。

貸借対照表 (単位: ポンド・スターリング, 端数は切りすて。() 内はパーセント.)

負 債							
払込資本金 ²⁾	準備金	流通銀行券	支払手形	政府勘定	当座及び引出金勘定	定期預金	利益金
1,850,000 (30.3)	18,568 (0.4)	6,760 (0.2)	885,849 (19.9)	563,199 (12.6)	979,136 (22.0)	408,150 (9.2)	242,665 (5.4)
1,682,105 (41.7)	42,830 (1.1)	22,936 (0.6)	1,063,926 (26.4)	442,901 (11.0)	501,402 (12.4)	113,155 (2.8)	160,240 (4.0)
1,933,814 (45.8)	58,772 (1.4)	36,259 (0.8)	614,583 (14.1)	678,093 (15.6)	421,383 (9.7)	331,663 (7.6)	214,504 (4.9)
1,997,243 (42.6)	80,012 (1.7)	38,630 (0.8)	568,902 (12.1)	828,990 (17.7)	778,948 (16.6)	124,156 (2.7)	266,799 (5.7)
1,997,438 (36.5)	106,305 (1.9)	87,773 (1.6)	795,264 (14.5)	604,458 (11.0)	1,435,760 (26.2)	145,270 (2.7)	304,073 (5.6)
1,998,000 (23.8)	144,154 (1.7)	224,036 (2.7)	1,083,250 (12.9)	341,174 (4.1)	4,063,854 (48.3)	228,647 (2.7)	322,240 (3.8)
2,025,000 (29.4)	186,118 (2.7)	62,300 (0.9)	454,009 (7.0)	391,675 (5.7)	3,341,471 (48.5)	163,497 (2.4)	239,170 (3.5)
2,025,000 (29.5)	221,641 (3.2)	121,910 (1.8)	567,361 (8.3)	135,498 (2.0)	3,264,745 (47.6)	195,267 (2.8)	329,718 (4.8)
2,025,000 (33.3)	269,556 (4.4)	225,082 (3.7)	968,035 (15.9)	635,077 (10.4)	1,353,888 (22.3)	262,096 (4.3)	340,447 (5.6)
2,025,000 (26.7)	321,349 (4.2)	202,570 (2.7)	1,659,535 (21.9)	291,162 (3.8)	2,506,955 (33.1)	312,483 (4.1)	259,473 (3.4)
5,000,000 (30.3)	367,699 (2.2)	295,077 (1.8)	980,183 (5.9)	500,955 (3.0)	8,254,201 (50.0)	247,869 (1.5)	866,536 (5.2)
5,000,000 (51.8)	—	99,176 (1.0)	755,304 (7.8)	529,121 (5.5)	2,420,933 (25.1)	223,498 (2.3)	621,088 (6.4)

が、ここでは払い込み資本金のみを算出しておいた。

「……再び我々の銀行券流通はスミルナで増大しております。量はそれほど大きなものではありませんが、増加率は大いに注目すべきものがあります。過去3年間でそれは5対25対40の割合で増加しました。その他の場所では我々の銀行券を流通させるのは非常に困難でした。スミルナはヨーロッパと結びつきをもち、大量のヨーロッパ人人口をもっています。そして人々は事業取引 (business transactions) により慣れております。……」 (B. M., Vol. XXVII, August 1867, p. 789)

と説明され、また翌年6月の株主総会では、――

「当行自体について、その諸操作について、その安定性についての公衆の信頼は年々増大しております。この信頼は我々の銀行券の着実な増加に示されております。……多くの町において、特にシリアにおいて、商業町において、当行の銀行券は完全に自由に流通し、持ち運びにとってより軽いというかぎり、現金よりは好んで受けとられております。」 (B. M., Vol. XXVIII, July 1868, p. 747)

と説明されるにいたっている。こうして、流通銀行券量のひとつのピークである1869年の貸借対照表についての1870年6月の総会での議長説明では、――

「去年の流通銀行券量は£87,700でした。今年はそれらは£224,000になっております。このような増加はほとんどすべてコンスタンチノーブルでのものです。スミルナでは……それほど大きな増加はありませんでした。」 (B. M., Vol. XXX, August 1870, p. 666)

と述べられている。

後の総会での発言から、1870年7月のコンスタンチノーブルでのパニック前後の流通銀行券量を地域別にまとめたのが第5表である。「ヨーロッパ人の多い」スミルナと比べて、流通発券量の大きな部分を占めるコンスタンチノーブルではパニック時にほとんどの銀行券が兌換されたといわれ、このことは発券業務の不安定性を示すといえよう (なお、1871年末のスミルナでの「かなりの減少」は、「環境の変化」から自主的に業務を制限したものとされている (B. M., Vol. XXXII, July 1872, p. 592))。

なおここで、手許現金と銀行券流通との関係についての議長の発言をきくことにしよう。

「……当行に関して、その銀行券発行額に比べての手許現金額が非常に多額となっていることが時折指摘されてきました。このことは二通りに説明されます。第一に、当行はトルコにおける金属流通 (metallic circulation) の主な貯蔵所 (chief reservoir) であり、他の銀行あるいは、当行がたよれる他の源泉がないために、常に十分な現金を準備しておかねばならないのでありま

第5表 インペリアル・オットマン・バンクの流通銀行券量

(単位: ポンド・スターリング)

	コンスタンチ ノーブル	スミルナ	その他	計
1869年12月31日	199,000	25,000	n. a.	224,036
1870年7月(恐慌前)	200,000~ 300,000	25,000~ 30,000	n. a.	n. a.
同 年7月(恐慌後)	200,000の減少	特に減少なし	n. a.	n. a.
同 年8月	n. a.	やや増大	n. a.	70,000
同 年12月31日	27,000	35,000	n. a.	(62,300) ¹⁾
1871年12月31日	107,000	かなりの減少	n. a.	122,000 (121,900) ¹⁾
1872年12月31日	n. a.	n. a.	n. a.	225,082
1873年7月31日	238,771 ²⁾	4,383 ²⁾		

〔備考〕 1). ()内は貸借対照表の数字.

2). 原資料はピアストル表示. 100ピアストル=1ポンド・スターリングで換算した.

〔資料出所〕 *B. M.*, Vol. XXXI, July 1871, p. 626, Vol. XXXII, July 1872, p. 591, & Vol. XXXIII, November 1873, p. 1047 によって作成.

す。明らかに巨額な金属準備を増大させるもうひとつの環境は、トルコではビシュリク (Bishlick) と呼ばれる悪貨幣 (bad money) の存在であります。このような貨幣が大量に流通しており、政府への租税支払いとして当行に受取られます。それはまた政府の諸目的のために、また一般的流通のために引き出されます。しかしそれは為替手形 (drafts) や銀行券の支払いの際の法貨 (legal tender) とはなっておりません。したがって当行の諸支店は、時によっては特別の目的のために用いられるかもしれませんが、同時に私どもがなさねばならぬすべての支払いのために用いることのできない、このビシュリクのかんりの額を所蔵することになるのであります。……」(*B. M.*, Vol. XXX, August 1870, p. 666)

こうして「いまだに紙幣 (paper money) と銀行券 (bank notes) とのちがいを完全に理解していない」トルコ人の間にあって、「充分な金融準備をもたずに銀行券発行に依存することは、慎重さの点で一貫しているとはいえ、トルコ帝国の状況を正当にみているとはいえ」とされ、「このような銀行券流通量の増加について、我々は、むしろ究極的に我々が大きな利潤を得ることになるような源泉とみなしたい」(*Ibid.*) と位置づけられている。

流通銀行券量が最大のピークとなった1873年6月の総会では、「定款による25万ポンド

「Dの発券限度額」の拡張と、「1 £ 券の発行」との認可がトルコ政府と交渉中であるとされ (*B. M.*, Vol. XXXIII, July 1873, p. 617), 翌年の総会では「今のところ5ポンドと2ポンドであるが」新しく1ポンドの銀行券の発行が認可されたことが報告されている (*B. M.*, Vol. XXXIV, August 1874, p. 629). それにもかかわらず、全体としての発券業務の比率は、この時期には第5表のような比率にとどまったのである。

2 預金業務

まず〈当座預金〉についての1870年6月の総会でのブルス会長の説明。――

「……貸借対照表の表面にはそれほどあらわれませんが、主にコンスタンチノーブルにおいて、当座及び引出金勘定 (*current and drawing accounts*) の非常に大幅な増加があります。それは去年の額の約50%の増加を示し、この増加は当行が今では当座預金 (*current accounts*) に利子をつけるのを止めたという事実にもかかわらずおこったことであります。」 (*B. M.*, Vol. XXX, August 1870, p. 665)

このような当座預金の無利子化については、翌年の総会でのギルバートソンの議長への補足発言では、――

「貨幣の非常な豊富さの結果としてのその年 (1870年) の早い時期に支配的だった低利子率から、取締役会は、事態のこの状態のはじめの時から当座預金 (*current accounts*) への利子支払いをやめることが慎重であると考えました。預金及び引出し金勘定 (*drawing accounts*) のための受取りとして負債となっているこの大きな額は、無利子であり、いまだにこの額は増加しています。」 (*B. M.*, Vol. XXXI, July 1871, p. 631)

と述べられている。なお1872年6月の総会では、――

「……コンスタンチノーブルでの恐慌 (*crisis*) の間、自分たちの貨幣をどこにおけば安全であるかをはっきりと知らず、それをオットマン・バンクに預けた多くの機関 (*establishments*) や会社 (*firms*) があったために、1870年の間中、コール預金 (*deposits on call*) の額が、特にその年の後半において非常に急速に増加したことも御存知と思います。……」 (*B. M.*, Vol. XXXII, July 1872, p. 591)

という説明もみられる。政府勘定と手許現金との関係については次のような説明もある。

「……手許現金額がこのように大きいままであることのもう一つの理由は、コンスタンチノーブルの銀行 (*the Bank of Constantinople [sic]*) が政府蔵入の大部分の預金所となっていることにあります。これらの金額は文字どおりコール (*literally on call*) であります。トルコにはい

かなる種類の短期の投資先 (short investments) もありません。一日のうちに支払われるような依存できるものは何もありません。私たちは政府に対する支払いをいつ要求されるかわからない状況にあり、このようにして我々はいつも多額の現金を、常に手許に、使用されぬままもっていることになっているのです。」(B. M., Vol. XXXI, July 1871, p. 651)

次に〈定期預金〉について、1867年7月の株主総会での議長説明は、――

「東洋における我々の固定した商業的銀行事業 (solid and commercial banking business in the East) はかなり増加しつつあり、……なかでも最も注目すべき特徴のひとつは、我々が長期預金 (long deposits) をもつようになったという事実であります。以前にはそれらは短期 (short) でした。」(B. M., Vol. XXVII, August 1867, p. 789)

と述べ、さらに1872年には次のように述べられている。

「去年の間中商業活動はとて大きなものでしたのでコール預金の額はきわめて著しく減少しましたが、常に当行に預金されている額を示す定期預金 (deposits on fixed terms) は一年を通じて増加しました。この商業活動のための貨幣の大量の使用や、東洋での若干の新金融機関の設立にもかかわらず、……当行への公衆の信用は持続し、私がのべたように、定期預金額は安定してゆるやかな増加を示していることをうれしく思います。……」(B. M., Vol. XXXII, July 1872, p. 591)

1873年の総会での発言からコンスタンチノーブルでの預金口座数をまとめたのが第6表である。

第6表 インペリアル・オットマン・バンクの
コンスタンチノーブルでの預金口座数

	当座勘定	定期預金
1871年12月末	189	470
1872年12月末	244	600

〔資料出所〕 B. M., Vol. XXXIII, July 1873, p. 617
によって作成。

3 為替業務

「政府と関連しない通常業務」に関して、「為替取引 (exchange operations) や委託荷取引 (mercantile consignments)」(B. M., Vol. XXIV, July 1864, p. 652) についてふれられ

ている。この委託荷取引については1865年6月の総会では「量的には大きくはないとはいえ、それ自身重要なことから、すなわちイギリスへの委託荷事業 (the consignment business to England)」として紹介され、1863年末から一年間で、――

「……それはむしろ50%以上も増加しました。これは完全な安全性 (security) にともなわれて大きな利潤をあげるので、私たちの事業の価値ある部分となっております」(B. M., Vol. XXV, July 1865, p. 864)

と位置づけられている。なお1873年7月のバンカーズ・マガジン誌には、ライ麦の積荷証券をひきうけた同行が原告となって、被告の受取人 Cowan に、積荷の受取りと代金の支払いとを求め、同行の訴えが認められた判例が収録されている (B. M., Vol. XXXII, July 1873, pp. 594-595)。

1872年6月の株主総会での報告から。――

「……今年は為替取引 (operations of exchange) で、非常に大きな利益をあげました。この業務は1870年の後半には世界の諸市場の状態のために不可能だったものであります。……」(B. M., Vol. XXXII, July 1872, p. 590)

なお1874年6月の株主総会での会長の1873年世界恐慌についての発言をひいておこう。

「当行はいかなる重大な損失もなくあの恐慌をのりきりました。みなさん方は、コンスタンチノーブルからロンドンへと当行がおこなねばならなかった非常に巨額の送金から、コンスタンチノーブル手形 (Constantinople paper) の価値が、私たちにとって実に最大の重要性をもつということを御存知でありましょう。私どもがこの厳しい恐慌の間においてさえもいささかの損失をもこうむらなかつたことを知ってよろこびにたえません。」(B. M., Vol. XXXIV, August 1874, p. 628)

4 有価証券投資

まず金融会社への設立参与について、――

「私どもは最近、コンスタンチノーブルの新しい金融会社 (financial society), “La Société Générale de l'Empire Ottoman” の設立に加わることを決定いたしました。この会社は一方でインベリアル・オットマン・バンクによって、他方でコンスタンチノーブルの最も著名な資本家や金融業者のうちの幾人かによって設立されます。当行がこの企画 (project) に加わるにあたっての考えは、トルコにおいては金融と通商 (finance and trade) において、二つの区別される活

動領域があるということでもあります。西ヨーロッパとの通商に関係したすべての事柄や、トルコ政府のためにヨーロッパで起債される借款については、インペリアル・オットマン・バンクは適切な機関であります。しかし他方で、〔トルコ〕政府と結びついた多くの金融的業務があり、地方自治諸団体 (municipal bodies) と、あるいはまた個人とのその他の諸取引があり、そこでは現地の経験、知識、そして結びつき (connections) をもつコンスタンチノーブルの現地金融業者や資本家が最も適した機関となっています。したがって当行と、一般的に非常に富んでおり、有力かつ経験豊かなこれらの業者との間で、連合 (a combination) が形成されるべきであることは明白でしょう。そしてまた、当行にとって、これらの人々を敵とするよりも、協力者であり友人とするほうがずっとよいことであろうというのが取締役会の全体の考えであります。(静粛に、静粛に。)(*B. M.*, Vol. XXIV, July 1864, p. 652)

こうして翌年の総会では、このソシエテ・ジェネラル・オットマンについて、――

「その会社は著しく豊かなものとなっております。そしてそれとの結びつきから、またそれとともに事業をおこなうことから、当行はこの連合 (alliance) に入る動機をあらかじめ形成したすべての利益を得たのであります。」(*B. M.*, Vol. XXV, July 1865, p. 864)

と報告されている。ところが同社の株式は1866年恐慌で大暴落し、同年12月31日現在で、インペリアル・オットマン・バンク保有の同社株式の前年同期比の減価分の引落ととして38,000ポンドが計上されている (*B. M.*, Vol. XXVII, August 1867, p. 785 & p. 788)。なお、同社については、Velay, [15], pp. 199-200, Landes, [8], pp. 64-66 をも参照されたい。

1872年6月の株主総会の席上で「Bank of Constantinople との関係」を尋ねられた会長 T. C. Bruce は次のように述べている。

「バンク・オブ・コンスタンチノーブルはまったくコンスタンチノーブルにのみ関係するものであります。私どもはそれに参加することが利益だとみなし、いくらかの株式を購入しましたけれども、それ以上ここで申し上げることはございません。」(*B. M.*, Vol. XXXII, July 1872, p. 594)

このバンク・オブ・コンスタンチノーブルについては *B. M.*, Vol. XXXIII, May 1873, pp. 429-430, Velay, [15], p. 204, Baster, [2], p. 95 を参照されたい。

以上のように、同行が当初から積極的な子会社設立への参加をおこなっていたことは興味深い。

トルコ債券の保有について、――

「一昨年、当行が保有する24万ポンドにのぼる、1865年オットマン6%借款 (the Ottoman 6 per cent Loan of 1865) の債券 (the bonds) に関連して若干ふれられました。同じ問いが今もなされるかもしれませんが、事態はどうなっているか説明しておきましょう。私たちはこの債券のうち4万ポンドを処分いたしました。そして……交渉 (arrangements) がおこなわれつつあり、——私は事実上ほとんど完了したといってよいと思いますが——その交渉によって、まもなく、残りの20万ポンドすべても当行に利潤をつけて処分することができたと云うものと信じております。」(B. M., Vol. XXVII, August 1867, p. 789)

もっとも、この交渉は「期待したように運ばず」、実際に同行が「もはやその借款のいかなる部分の保有者でもない」ことが言明されたのは翌年の総会でのことである (B. M., Vol. XXVII, July 1868, p. 742)。

なおここで証券の保護預り業務にふれた発言を引いておこう。

「保護預りのために当行に預けられた証券 (securities of deposited in the bank for safe custody) はその間に180万ポンドから1873年12月31日の300万ポンドに増加しました。……それは究極的には望ましい種類の事業ではありませんが、いずれにせよこれらの証券を預託する人々は当行に完全な信頼をよせていること、そして彼らの信頼は去年おこったようなできごとにもゆらぐことがなかったことを示しています。」(B. M., Vol. XXXIV, August 1874, p. 628)

5 貸付業務

1865年1月の増資を提案する特別総会での会長説明には、同行が、「前貸し (advance) に対してよい担保を提供できるような、あらゆる大きな産業的企業の発起 (the promotion of every great industrial enterprise) を援助する」ことになっており、「鉄道やその他の事業の形で現在発展しつつある企業」への融資の必要が強調されている (B. M., Vol. XXV, December 1865, p. 1367)。

1866年6月の総会での会長の答弁から、——

「ガラーツとブカレストの当行をみまった不運は、まったく次の事実を負うものであります。すなわち、当行の代理人 (the agent) は、人々の支払い能力を平均収量量に依存するものとして前貸しをおこなった (made advances) のですが、1865年の収穫は1864年の収穫よりも悪く、当行によって保有された担保は前述の損失の原因となるほどの減価をきたしたのであります。……その責めの帰せられるところは、当行首脳部 (the bank authorities) の指示に反して、代理人が取ったような性質の担保で前貸しがおこなわれたということにあります。」(B. M., Vol.

XXVI, August 1866, p. 948)

政府への貸付けについて、1869年の総会までには定款の改正がおこなわれ、50万ポンドの年6%固定金利での貸付け規定を廃止し、170万ポンドまでの納税期までの対政府貸付けの義務化が規定されている (*B. M.*, Vol. XXIX, July 1869, p. 786 & p. 788, Young, [17], p. 35).

なおこのような納税期までの一時貸付けとは別に、借款請負契約との関連で、トルコ債券をかたに巨額の貸付けがおこなわれたことにもふれられている (*B.M.*, Vol. XXX, August 1870, p. 666).

このような形での対政府貸付けはその後もみられ、1874年8月の総会では、新しいトルコ5%債を担保として対政府貸付けをおこなったとの議長説明がある (*B. M.*, Vol. XXXIV, October 1874, pp. 848-849).

6 政府債発行業務

第一回株主総会でのクレイ議長の説明から、――

「昨年、当行はトルコ政府の800万ポンドの借款の発行を援助しましたが、そのうち600万ポンドは昨年発行され、200万ポンドの追加的借款 (a supplemental loan) はそれ以降発行されました。」 (*B. M.* Vol. XXIV, July 1864, pp. 651-652)

この借款を含めてこの時期のトルコ借款史については Velay, [15], pp. 260-316, Roumani, [11], pp. 40-52, Suvla, [13], pp. 100-102, Wynne, [16], pp. 402-416, Ducruet, [16], pp. 85-98, 野口健彦, [9] 303-305ページ等を参照されたい。この1863年トルコ借款の発行から「当行の利潤のかかなりの部分」が得られたこと、1864年の追加借款の発行からも「現在の利益の一部」を得たことが1865年6月の年次株主総会への報告書にみえる (*B. M.*, Vol. XXV, July 1865, p. 862)。さらにその総会で、株主からトルコ借款の手数料 (commission) として実現された額を質問された議長は、「1863年の利潤は主に借款の手数料からなり、1864年は主に通常の銀行業務 (ordinary banking operations) からなっている」と答え、「諸利益の各々の源泉について詳細を示すことは賢明ではない」と答えている (*Op. cit.*, pp. 865-866)。

なお同じ総会で、引き続き別の株主から、「新トルコ借款がインペリアル・オットマン・バンクではなく、ジェネラル・クレディット・カンパニーが代理人 (agency) となっ

第7表 インペリアル・オットマン・バンクの

	総利益	諸経費, 不良債権	当期純益	前年より 繰越	当期末処分 利益	中間配当 ¹⁾ (%)
1863	239,000	54,000	185,000	—	185,000	48,937 (3 $\frac{1}{2}$)
1864	336,992	n. a.	n. a.	44	242,665	67,500 (5)
1865	297,439	n. a.	n. a.	817	160,240	67,500 (5)
1866	367,801	154,997	212,804	1,700	214,504	99,879 (5)
1867	342,183	79,661	262,522	4,277	266,799	99,879 (5)
1868	403,715	106,817	296,898	7,174	304,073	99,879 (5)
1869	435,344	121,057	314,287	7,952	322,240	101,250 (5)
1870	425,905	196,136 ²⁾	229,769	9,400	239,170	101,250 (5)
1871	432,733 ³⁾	106,154	326,579	3,139	329,718	101,250 (5)
1872	423,536	87,508	336,028	4,418	340,447	101,250 (5)
1873	503,337	247,091	256,246	3,226	259,473	101,250 (5)
1874	953,682	105,557	848,125	18,411	866,536	101,250 (5)
1875	925,270	304,594	620,676	411	621,088	250,000 (5)
1876	468,549	203,701	264,848	371,088	635,936	0 (0)

〔備考〕 1) 1月1日—12月31日の一会計年度の利益は、翌年の1月1日に取締役会決定によって
われる期末配当とに分けて分配されている。

2) この年から総利益は不良債権を含まず、したがって、〈諸経費、不良債権〉の項にも

3) 株主総会報告書には、この他に3月8日に1株当たり £1 14s 6d 支払われたとされ
〔資料出所〕 *The Bankers' Magazine* 各号によって作成。

て発行されたのはなぜか」について尋ねられた議長は、次のように述べている。

「……取締役会は、最初に、それらの銀行(the banks)が参与者(participants)になることなく、トルコ政府のために大きな金融的取引(a large financial operations)が行なわれようとしていることを聞きました。そして4月に私どもは、トルコ政府側の委員(a commissioner)が交渉のためにパリに在ること、そしてその取引に参加する機会を当行に提供する意向があることを告げられました。そこで取締役会の代表団(a delegation)がその委員に会うべくパリに向かいました。申し出はその時正式に当行に対してなされ、……すぐに是か否かの解答を求められました。このような事態は非常に困難から取締役会を救ってくれました。というのもそのような状況のもとでは、私どもに何の相談もなく構成されたような取引に加わることを拒否するのに何ら気兼ねする必要はなかったからであります。それに加わることは私どもにとって望ましいことではないと考え、またもし加わった時にそれが当行の利益に資するか、あるいは問題をより大きくみて、それがトルコ帝国の金融的利益を生むかどうかを考えたうえで、私どもはその申し出を断わるのに躊躇しなかったのであります(喝采)。」(*Op. cit.*, p. 866)

利益処分

(単位：ポンド・スターリング。端数は切りすて。)

期末配当 ¹⁾ (%)	年間配当 計 (%)	積立繰入れ	発起人割当金	取締役報酬	次期繰越
106,312 (7 $\frac{7}{8}$)	155,250 (11 $\frac{1}{2}$)	18,568	11,000	n. a.	44
135,000 (10)	202,500 (15)	24,262	7,542	7,542	817
67,500 (5)	135,000 (10)	15,942	3,799	3,799	1,700
79,903 (4)	179,782 (9)	21,280	4,582	4,582	4,277
119,854 (6)	219,733 (11)	26,252	6,819	6,819	7,174
149,818 (7 $\frac{1}{2}$)	249,697 (12 $\frac{1}{2}$)	29,689	8,366	8,366	7,952
162,000 (8)	263,250 (13)	31,428	9,080	9,080	9,400
101,250 (5)	202,500 (10)	22,976	5,277	5,277	3,139
172,125 (8 $\frac{1}{2}$)	273,375 (13 $\frac{1}{2}$)	32,657	9,633	9,633	4,418
182,250 (9)	283,500 (14)	33,602	10,058	10,058	3,226
110,250 (5)	202,500 (10)	25,624	6,468	6,468	18,411
690,187 (34)	791,437 ²⁾ (39)	0	37,343	37,343	411
0 (0)	250,000 (5)	—	—	—	371,088
0 (0)	0 (0)	—	—	—	635,936

支払われる中間配当で、例年6月末に開かれる株主総会で決定され、同じく翌年の7月1日に支払

不良債権は計上されていない。
ているが損益計算書には記載されていない。

このいきさつからは、同行とトルコ政府との関係は必ずしも密接ではなかったことが推察される(この借款の目論見書については、*B. M.*, Vol. XXV, July 1865, pp. 781-782. を参照)。

さらに1865年末の新しいトルコ借款についての1866年6月の株主総会への報告書。 —

「……1865年の末に、三つの他の大業者 (establishments) と共に、当行は6%借款に参与し、それはトルコ政府によって発行されました。この借款に与えられた特別の保証、そして利子及び減債基金支払いを私達が直接得ようになったその様式 (the mode) とは、この借款を、この政府がかつて発行したものの中で最も望ましいものとしております。この公債 (stock) への当行の分担は少なくとも24万ポンドくらいの出費 (outlay) を含んでいます。そしてこの発行に付属する利益は、その価値の一時的低下にも耐えうるものとなるでしょう。」(*B. M.*, Vol. XXVI, August 1866, p. 944)

なお、後の議長発言でも「取引のすべてについて手数料 (commission) をすでに得た」こと、「その取引からは満足すべき」結果が得られ、「いささかの危険もない」ことが言明されている (*Op. cit.*, p. 948).

それにもかかわらず、実際には、この24万ポンドのトルコ債券を売りさばくのに1868年までかかったことは前節でふれておいた。

次に同行がひきうけたのは1868年のエジプト借款であった。「エジプト借款からの利潤」は42,000ポンドにのぼり、1869年の同行の利潤に計上されたとされている (*B. M.*, Vol. XXX, August 1870, p. 665).

さらに1873年6月の総会では、――

「去年フランス政府が巨額の借款を発行した時に、彼らは同行だけにコンスタンチノープルでのその借款の応募受けを委託し、それは私達にとってきわめて満足のいくものでした。……」 (*B. M.*, Vol. XXXIII, July 1873, p. 618)

として、フランス政府債の発行に関与したことがのべられている。

同じ総会で、「5000万ポンドの大トルコ鉄道債」の発行について、「当行と、クレディ・ジェネラル・オットマンとで契約」され、「当行自身はわずかの部分しか買いとらず」、「トルコ政府によって手数料つきでその大部分が発行されるため、当行の危険はほとんどない」 (*Ibid.*) と説明されている。

トルコ政府のその他の借款については、「累積債務の整理のための1873年の借款」について「わずかの部分」かかっていた (*B. M.*, Vol. XXIV, August 1874, p. 631) とされ、1874年の新5%借款の発行については、同行がひきうけ、しかもあらかじめ同行がその債券を担保に前貸しをしていたとされている (*B. M.*, Vol. XXIV, October 1874, p. 848).

IV 展 開

第7表、第8表はそれぞれ同行の利益処分及び株価の変動を示している。以下、この時期における同行の展開を、1865年の増資、1869年の定款改正、そして1874年の定款改正と増資を画期として四つの時期に区切り、それぞれの特徴点をまとめてみよう。

1 第一期 (1863—1865年)

この時期は、設立以後、50%の増資を可決するにいたるまでの積極的事業拡張政策の

第8表 インペリアル・オットマン・バンクの株価

(単位: ポンド・スターリング)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	最低	最高	
1863	—	—	—	...	20 $\frac{1}{8}$ ¹⁾	18	17 $\frac{1}{4}$	18 $\frac{1}{4}$ ²⁾	19	18 $\frac{1}{2}$	17 $\frac{1}{2}$	18 $\frac{1}{8}$	—	—	
1864	17 $\frac{3}{8}$	18 $\frac{3}{4}$	n. a.	21 $\frac{1}{4}$	(2) ²⁾ →(10)	21	18 $\frac{3}{8}$	17	16 $\frac{7}{8}$	16 $\frac{1}{2}$	15 $\frac{1}{2}$	17 $\frac{1}{4}$	17	15 $\frac{1}{2}$	21 $\frac{1}{4}$
1865	16 $\frac{7}{8}$	17 $\frac{3}{4}$	17 $\frac{1}{8}$	16 $\frac{1}{4}$	16 $\frac{1}{4}$	16 $\frac{3}{4}$	15 $\frac{1}{2}$	15 $\frac{1}{4}$	16 $\frac{1}{4}$	n. a.	15 $\frac{5}{8}$	14	14	17 $\frac{3}{4}$	
1866	13 $\frac{1}{4}$	13 $\frac{1}{4}$	12 $\frac{1}{2}$	12 $\frac{3}{4}$	9	8 $\frac{1}{4}$	8 $\frac{1}{2}$	8 $\frac{1}{2}$	9 $\frac{3}{4}$	8 $\frac{5}{8}$	9	9 $\frac{1}{4}$	8 $\frac{1}{4}$	13 $\frac{1}{4}$	
新株	12 $\frac{1}{4}$	12 $\frac{1}{4}$	11 $\frac{1}{2}$	10 $\frac{1}{2}$	8	7 $\frac{1}{2}$	—	—	—	—	—	—	7 $\frac{1}{2}$	12 $\frac{1}{4}$	
1867	8 $\frac{3}{4}$	9 $\frac{1}{8}$	8 $\frac{1}{2}$	7 $\frac{7}{8}$	9 $\frac{1}{8}$	8 $\frac{7}{8}$	8 $\frac{1}{4}$	9	9 $\frac{1}{8}$	8 $\frac{5}{8}$	9	9 $\frac{1}{4}$	7 $\frac{7}{8}$	9 $\frac{1}{8}$	
1868	8 $\frac{7}{8}$	9 $\frac{5}{8}$	9 $\frac{7}{8}$	10 $\frac{3}{8}$	11	11 $\frac{3}{8}$	11	10 $\frac{1}{2}$	10 $\frac{7}{8}$	11 $\frac{1}{2}$	11 $\frac{1}{2}$	11 $\frac{3}{8}$	8 $\frac{7}{8}$	11 $\frac{1}{2}$	
1869	11 $\frac{1}{4}$	12 $\frac{3}{8}$	12 $\frac{1}{4}$	12 $\frac{3}{8}$	12 $\frac{5}{8}$	12	13 $\frac{5}{8}$	13 $\frac{1}{2}$	12 $\frac{1}{4}$	12 $\frac{3}{8}$	12 $\frac{1}{4}$	12 $\frac{3}{8}$	11 $\frac{1}{4}$	13 $\frac{5}{8}$	
1870	12 $\frac{5}{8}$	13 $\frac{1}{4}$	14	13 $\frac{3}{4}$	15	14 $\frac{1}{2}$	10 $\frac{3}{4}$	11 $\frac{3}{8}$	11 $\frac{5}{8}$	11 $\frac{7}{8}$	11 $\frac{1}{2}$	11 $\frac{3}{4}$	10 $\frac{3}{4}$	15	
1871	11 $\frac{7}{8}$	11 $\frac{5}{8}$	12 $\frac{1}{8}$	12 $\frac{1}{8}$	12 $\frac{7}{8}$	12 $\frac{1}{4}$	11 $\frac{7}{8}$	12	12 $\frac{1}{8}$	12 $\frac{1}{4}$	12 $\frac{5}{8}$	12 $\frac{1}{4}$	11 $\frac{5}{8}$	12 $\frac{7}{8}$	
1872	13	n. a.	14 $\frac{3}{4}$	14 $\frac{1}{4}$	14 $\frac{1}{2}$	14 $\frac{3}{4}$	13 $\frac{1}{8}$	14 $\frac{1}{4}$	14 $\frac{1}{8}$	14 $\frac{1}{4}$	14 $\frac{1}{2}$	14 $\frac{1}{2}$	15 $\frac{1}{8}$	13	15 $\frac{1}{8}$
1873	14 $\frac{7}{8}$	n. a.	16 $\frac{1}{2}$	16	15 $\frac{1}{2}$	15 $\frac{5}{8}$	15	14 $\frac{1}{2}$	14 $\frac{3}{4}$	12 $\frac{5}{8}$	14	13 $\frac{5}{8}$	13 $\frac{5}{8}$	16 $\frac{1}{2}$	
1874	12 $\frac{1}{2}$	12 $\frac{1}{2}$	12 $\frac{3}{4}$	13 $\frac{1}{8}$	15 $\frac{3}{4}$	14 $\frac{5}{8}$	15 $\frac{1}{2}$	16 $\frac{3}{8}$	17 $\frac{3}{8}$	n. a.	17 $\frac{1}{2}$	17	12 $\frac{1}{2}$	17 $\frac{1}{2}$	
1875	16 $\frac{1}{2}$	17 $\frac{5}{8}$	17 $\frac{1}{4}$ ³⁾	16 $\frac{5}{8}$	16 $\frac{5}{8}$	n. a.	12 $\frac{3}{8}$	12	11 $\frac{1}{2}$	8 $\frac{3}{4}$	7 $\frac{3}{4}$	8 $\frac{3}{8}$	7 $\frac{3}{4}$	17 $\frac{5}{8}$	
1876	7 $\frac{3}{4}$	7 $\frac{5}{8}$	6 $\frac{1}{8}$	4 $\frac{3}{8}$	3	4 $\frac{1}{8}$	3 $\frac{5}{8}$	5 $\frac{1}{8}$	6 $\frac{3}{8}$	4 $\frac{1}{2}$	4 $\frac{1}{4}$	4 $\frac{3}{8}$	3	7 $\frac{3}{4}$	

- 【備考】 1). すべて月末の価格。
 2). () は払い込み資本額。
 3). この月から名称は Imperial Ottoman となっている。
 4). exc. と付記されている。

【資料出所】 *The Bankers' Magazine* 各号によって作成。

時期である。すなわち、前章でみたような1863年800万ポンドトルコ政府債の発行業務、ソシエテ・ジェネラル・オットマンの設立参与をはじめ、政府関連の業務だけでなく、イギリスの棉花飢饉にともなう棉花貿易に関連した為替業務などがおこなわれ、第8表にみるような好業績、好配当をあげ、株価も額面を上まわっている。なお、第9表にみるように支店の設立もこの時期に集中している。

第9表 インペリアル・オットマン・バンクの支店開設

開設地	開設時	備考
Constantinople	オットマン・バンクから ひきつぐ。	1866年ルーマニア銀行へ移管。
Galatz		
Smyrna		
Beyrout		
Bucharest		
Salonica	おそくとも1864年6月。	1866年ルーマニア銀行へ移管。
Aden	同上。	
Laruacca	同上。	キプロスの主要港。
Brusa	1865年7月に計画中。	綿貿易の中心地。
Magnesia	おそくとも1865年6月。	小アジア。
Afoum-Kara-Hissar (Kara Hissa)	同上。	小アジア。
Aidin	同上。	
Aleppo	おそくとも1865年11月。	
Sparta	1865年11月までに開設。 ただし開業は1866年。	小アジア。1869年までに開店。 理由は「remotenessのため」とされる。
Varna	1865年11月まで。	黒海沿岸。
Trebizond	1865年11月まで。	黒海沿岸。
Seres	1866年に準備中。	マケドニア。
Alexandria	1867年10月。年末に開業。	エジプト。
(Paris)	1868年7月まで。	それまではパリのクレディ・モ ビリエを代理店としていたが、 この時に独立。
Adalia	1869年中。	スパルタを閉店して「海外ぞい のこの地に移転」したとされる。
Port-Said	1871年中。	「スエズ運河を通る船の需要に こたえる」とされる。

〔資料出所〕 *The Bankers' Magazine* 各号によって作成。

もっとも1865年には「トルコでの商業不況に加えて棉花価格の暴落」(B. M., Vol. XXV, July 1865, p. 862) のもとで、かげりもみえるが、同年6月の総会で増資の提案がなされ、フランス側の取締役会との折衝を含めてやや紛糾したあと、2回の総会開催のすえに同年末に可決している。

2 第二期(1866—1868年)

この時期は1866年の世界恐慌の影響による業績の悪化とそれからの回復が宣言されるまでの時期である。すなわち第7、8表にみるように、増資はしたものの配当は1866年末で4%にまで下がり、株価も払い込み額を割って低迷している。

業務の面でも先にみたように1865年末にひきうけた借款の売却には三年を要しており、またソシェ・ジェネラル・オットマン株の暴落からも損失をうけている。さらに、1865年のモルダビア、ワラキアの不作とあいまって現地支配人の失策による損失、ルーマニア国立銀行の設立にともなうブカレスト、ガラーツ両支店の譲渡などがある(第9表)。

一方、1867年にはレイヤードが取締役会長に就任し、スミルナ支店の資本倍増、セレス支店の開設などの積極策をとっている。さらに1868年には、一方で経費節減につとめつつもアレクサンドリア支店を開設し、パリでもクレディ・モビリエと訣別するなどの新しい動きがあらわれている(B. M., Vol. XXVIII, July 1868, p. 743)。

3 第三期(1869—1873年)

この時期は1869年の定款改正によって政府への短期貸付けを拡大してゆき、他方で悪化してゆくトルコ財政への対応のため、増資と再度の定款改正による組織再編にいたるまでの時期である。

配当は1870年と1873年恐慌をのぞきかなりの率を示しており、株価はこれらの恐慌時でも払い込み額を割り込んでいない(第7、8表)。

1869年の定款改正は、①政府貸付の際の手数料の引下げ、②50万ポンドの対政府6%貸付けの廃止、③かわりに金利を固定せずに170万ポンドまでの一時貸付け、の三点にわたり、これによって第7表にみるように〈政府勘定〉項目での貸付額が一挙に負債総額の4分の1を占めるまでに増大している。

各支店状況もほぼ毎年の総会でくわしく報告されているが、エジプトでの業績の好調は常に強調されている。1871年にはスエズ運河開通への対応もあって、ポートサイド支店が開設されている(第9表)。このような「通常業務」とならんで、鉄道債、エジプト借款などの政府債の発行業務も活発になされている。

こうして1873年世界恐慌をむかえるが、それまでの累積債務の整理のための1873年トルコ債の発行は恐慌のためもあって失敗し、それを契機としてトルコ政府そのものの信用の危機が表面化するにいたる。翌年の総会で議長が言うような「トルコ政府の歴史においてはじめての、ヨーロッパでの支払い約束をはたせないという事態」(B. M., Vol. XXIV, August 1874, p. 631)の解決のために同行の性格の転換が図られることになる。

4 第四期(1874—1875年)

名目資本金の1千万ポンドへの倍額以上の増資と、定款及び特許状の改訂によって銀行の性格そのものも大きく変わり、巨大な取引から巨額の利潤をあげはじめると、1875年のトルコ政府の「債務不履行」によって一挙に業務の縮小を余儀なくさせられるまでの時期である。

1874年6月24日、第11回年次株主総会において議長は冒頭、「これはこの銀行の歴史において最も重要な会議である」(Op. cit., p. 626)と述べ、業務説明に引続いてトルコ財政の「深刻な事態」を説明し、その解決策として次のように言う。

「……[トルコ政府の]歳入のすべてを受取り、歳出のすべてを支払うような機関(establishment)をヨーロッパに創設し、……特別の信用(extraordinary credits)は当行自身も参加する委員会(the commission)によって指示される場合のみ当行から与えられるようにすべきである。……」(Op. cit., p. 631)

さらにこのような機関(institution)の目的として、①「公衆や債権者の知らないうちに創出される一時借入れ(floating debt)による特別予算(extraordinary budgets)をいっさいなくする」、②「引受け済み手形(acceptances)は清算され、一時借入れを合併整理(consolidate)する借款を起債して、受取り(receipts)が一時的な貸付けへの支払のために取除けられることのないようにする」(Ibid.)をあげている。

こうして、パリで、トルコ側からは Sadyk Pacha、同行の側からはパリ委員会が代表となって交渉がおこなわれ、①一時借入れの整理のため「約2千万ポンドの価値の3

％公債の発行」——ただしこの利率が低すぎ、額が大きすぎるとして、イギリス側は反対したにもかかわらず、ロンドン委員会の勧告 (advice) に反してパリ委員会によって協定 (arrangement) がなされたとして議長は 不満を表明している——② 同行のトルコ財政管理機関化への大わくでの合意と増資の承認、との二つの協約 (convention) が得られたと報告されている (*Op. cit.*, pp. 632-633). こうして同行は「世界で最大の金融機関のひとつとなるばかりでなく、おそらく他の金融機関が担ったことのない責務——トルコの歳出を管理するという責務 (the duty of controlling the expenditure of Turkey)——を担うことになる」(*Op. cit.*, p. 633.) ものと期待されている。

同年 8 月の特別総会では、①増資、特許状の期限の 20 年間の延長、事業の拡張、を内容とする定款の改訂について、②新株を 20 ポンド株式で 277,500 株発行 (額面発行) する際の細目について、決議されている (*B. M.*, Vol. XXXIV, October 1874, pp. 849-850).

この増資の際に行は、ウィーンのオーストロ・オットマン・バンクを吸収したといわれており (Poulgi-Bey, [50], p. 300, Conant, [5], pp. 331-332 など)、株主の質問に対して議長は次のように答えている。

「……オーストロ・オットマン (the Austro-Ottoman) は、その事業を清算し、この銀行の 10 万株を受けとることになっております。したがって、ウィーンに数名の取締役 (director) が存在することになるでしょう。……」(*Op. cit.*, p. 850).

新しく発行される 297,500 株のうち、151,875 株は現株主に割当てられ、残りの 145,625 株が「委員会が適当と考える人々に割当てられる」とされていたから (*Op. cit.*, p. 849), 新発行のうちほとんどがオーストロ・オットマン・バンクの吸収に使われたことになる。ウィーン取締役会については、1875 年 2 月 16 日に調印された新しい定款のテクニストにも記載されており、イギリスの 10 人、フランスの 10 人、オーストリアの 6 人の計 26 人からなる取締役会の構成が規定されている (Young, [17] p. 44) が、ウィーン委員会は実際には機能しなかったといわれている (Baster [2], p. 96, n. 3, Ducruet, [6], p. 90).

なお第 7 表にみるように 1874 年度の配当が異常に高いのは、例年積立金に繰入れられる利益の留保分が、増資を前に株主に分配されたためである (*B. M.*, Vol. XXXV, August 1875, p. 649).

こうして、新体制の整った 1875 年は「大部分の間、当行の事業の発展は最も満足のいくものであった」にもかかわらず、「最近の諸事件は、トルコに関係するすべての金融

取引の非常に深刻な攪乱をひきおこし、……銀行の業務を最少限に届め、種々の支店諸機関の取引を可能な限り未払いの債務 (outstanding engagements) の清算に無条件に必要なものみに制限」(B. M., Vol. XXXVI, August 1876, p. 660) せざるをえなくなったのである。

結びにかえて

以上、インベリアル・オットマン・バンクの設立以降12年間の同行の活動について概観した。有力マーチャント・バンカーを取締役に含むイギリスの株式銀行オットマン・バンクのイギリス側資本家グループと、クレディ・モビリエ、コントワール・デスコントなどのフランスにおける大株式銀行と第一級のオット・バンクとを含むフランス側資本家グループとの結合によって当初からトルコにおける独占的地位を保証された同行の設立自体も、またトルコ政府の銀行としての特権的地位を前提としたものであった。設立以後の同行は、二度の増資によって資本金を4倍近くに拡大し、ロンドン、パリをはじめとしてバルカン半島から小アジアをへてエジプトに至る支店網を築き、貿易に関連する「商業的業務」と、政府の銀行としての業務とからなる「通常業務」を拡張していく。他方で、積極的に対政府の短期貸付け、ヨーロッパで発行される長期借款の導入を仲介してゆく。1875年のトルコ、1876年のエジプトの「国家破産」は以上のような同行の活動と密接な関係をもっている。この点を含め、ヨーロッパ資本全体の進出の中での同行のような、いわば19世紀的「多国籍銀行」ともいうべきものがはたした役割の検討については他日を期したい。

【参考文献】

- [1] 赤川元章「第1次大戦前におけるオスマン帝国の対外的経済関係」『三田商学研究』(慶応大学)第24巻第6号, 1982年2月, 所収, 20-38ページ。
- [2] Bester, Albert Stephen James, *The International Banks*, London; P. S. King, 1935 (Reprinted, New York: Arno Press, 1977).
- [3] _____, "The Origins of British Banking Expansion in the Near East," *The Economic History Review*, Vol. V, No. 1, October 1934, pp. 76-86.
- [4] Blaisdell, Donald C., *European Financial Control in the Ottoman Empire*;

- A Study of the Establishment, Activities, and Significance of the Administration of the Ottoman Public Debt*, New York: Columbia University Press, 1929.
- [5] Conant, Charles A., *A History of Modern Banks of Issue; With an Account of the Economic Crises of the Nineteenth Century and the Crisis of 1907*, Forth Edition, Revised and Enlarged, New York and London: G. P. Putnam's Sons, 1909 (The First Edition, 1896).
- [6] Ducruet, Jean, *Les Capitaux Européens au Proche-Orient*, Paris: Pesses Universitaires de France, 1964.
- [7] 権上康男「一九世紀後半におけるパリ割引銀行の海外活動——フランス海外銀行と極東市場——」『金融経済』第175号; 第176号, 1979年4月; 6月, 91-133ページ; 97-124ページ。
- [8] Landes, David Saul, *Bankers and Pashas; International Finance and Economic Imperialism in Egypt*, London: Heineman, 1958.
- [9] 野口建彦「二つの帝国主義とオットマン帝国の解体」入江節次郎編『講座西洋経済史Ⅲ帝国主義』同文館, 1980年, 所収, 289-322ページ。
- [10] Poulgi-Bey, G., "Le Banque Impériale Ottomane," *Annales des Sciences Politiques*, Mai 1910, pp. 364-389.
- [11] Roumani, Adib, *Essai Historique et Technique sur la Dette Publique Ottomane*, Paris: Marcel Giard. 1927.
- [12] Schölch, Alexander, "Wirtschaftliche Durchdringung und politische Kontrolle durch die europäischen Mächte im Osmanischen Reich (Konstantinople, Kairo, Tunis), " *Geschichte und Gesellschaft: Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft*, I. Jahrgang, Heft 4, 1975, SS. 404-446.
- [13] Suvla, Rafii-Şukru, "The Ottoman Debt, 1850-1939," in Charles Issawi (ed.), *The Economic History of the Middle East 1800-1914*, Chiago: The University of Chicago Press, 1966, pp. 94-106.
- [14] Thobie, Jacques, *Intérêts et Impérialisme Français dans l'Empire Ottoman (1895-1914)*, Paris: Publications de la Sorbonne, Imprimerie Nationale, 1977.
- [15] Velay, A. Du, *Essai sur l'Histoire Financière de la Turquie; Depuis le Règne du Sultan Mahmoud II jusqu'à nos jours*, Paris: Rousseau, 1903.
- [16] Wynne, Wiliam Hariss, *State Insolvency and Foreign Bondholders; Volume II, Selected Case Histories of Governmental Foreign Bond Defaults and Debt Readjustment*, New Haven: Yale University Press, 1951 (Reprinted,

New York & London : Garland Publishing Inc., 1983).

- [17] Young, George, *Corps de Droit Ottoman ; Recueil des Codes, Lois, Règlements, Ordonnances et Actes les plus importants du Droit Intérieur, et d'Études sur le Droit Coutumier de l'Empire Ottoman, Vol. V*, London : Oxford at the Clarendon Press, 1906.